

○八女西部広域事務組合議会公印管理規則

(平成 29 年 4 月 21 日 議会規則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、八女西部広域事務組合議会の公印の管守及び使用等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の定義)

第 2 条 この規則で公印とは、公文書に使用する八女西部広域事務組合議会職印をいう。

(公印の種類)

第 3 条 公印の種類は、次のとおりとする。

(1) 八女西部広域事務組合議会議長之印

(公印の形状及び管守者等)

第 4 条 公印の名称、形状、寸法、書体及びその数並びに当該公印の管守者は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は筑後市公印規則（平成 8 年規則第 1 号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にある公印で別表に掲げる形状、寸法及び書体に適合したものにあってはこの規則により作成されたものとみなす。

別表（第 4 条関係）

公印の名称	形状	寸法 (mm)	書体	管守者	個数	備考
八女西部広域事務 組合議会議長之印	正方形	27	てん書	事務局長	1	